

点字版・音声版をご希望の方は、県広報課へご連絡ください
音声版には、CD（デイジー編集）もあります

今月のピックアップイベント

● 岐阜メモリアルセンター

ぎふフラワーフェスティバル2016

花を観る！買う！体験する！花を丸ごと楽しめます。必見はNHK「趣味の園芸」でおなじみの須磨佳津さんの特別講演（5日）や、花の美を5分間で競う「花いけバトル」（6日）。また、花飾り体験、花の即売（6日）、花飾りコンテストなど、内容盛りだくさんで開催します。



親子で楽しく花飾り体験

- ◆ 開催期間／3月5日（土）～6日（日）
- ◆ 場所／岐阜メモリアルセンター（岐阜市長良福光大野2675-28）
- ◆ 入場料／無料
- ◆ 問／県農産園芸課 ☎058(272)8428

県の人口／2,030,840人（950人減）

男／982,077人（363人減）

女／1,048,763人（587人減）

※平成27年9月1日現在 ※（）内は前月との比較

最新の人口は

平成27年国勢調査の結果公表後、
更新します。

県政広報テレビ番組
「ぎふ県政ほっとライン」放送中

（放送日）木曜 18:53～18:57

（再放送）日曜 20:56～21:00

ミナモも
出てるよ。
見てね！



● 岐阜県美術館

第8回円空大賞展 一森羅万象宿精靈—



中谷美二子 Standing Cloud (Domaine de Chaumont-sur-Loire, France) ©Eric Dufour, Courtesy DUTRIE SAS

「円空」の精神を今に受け継ぐ現代芸術家5人の作品と県内の円空仏が一堂に会する「第8回円空大賞展」を開催します。

- ◆ 開催期間／2月5日（金）～3月13日（日）
- ◆ 場所／岐阜県美術館（岐阜市宇佐4-1-22）
- ◆ 入館料／【一般】800円、【大学生】600円、高校生以下無料
- ◆ 問／岐阜県美術館 ☎058(271)1313

情報ボックス

募集 国際花きシンポジウムの参加者募集

「植物の効果・効用」の分野で著名なカマール・メトル氏による基調講演、アジア花き業界の主要人物によるパネルディスカッショングを行います。※無料

- とき／3月5日（土）16:30～19:00
- ところ／岐阜グランドホテル（岐阜市）
- 定員／800人（先着順）
- 申込方法／郵送またはFAXで申込先へ申込書はウェブサイトから入手可
[国際花きシンポジウム 岐阜](#) 検索
- 申込期限／2月25日（木）消印有効
- 申込先・問／県農産園芸課
☎058(272)8428・FAX 058(278)2692
〒500-8570（住所不要）

募集 第4回縁豊かな清流の国ぎふづくり県民フォーラムを開催

「清流の国ぎふ森林・環境税」活用事例を紹介し、県民協働の森づくり・川づくりについて考えます。※無料

- とき／3月5日（土）
- ところ／ソフトピアジャパンセンター1F セミナーホール（大垣市）
- 定員／200人（先着）
- 申込方法／電話、FAX、メールで申込先へ

- 申込期限／3月1日（火）必着
- 申込先・問／県恵みの森づくり推進課
☎058(272)8472・FAX 058(278)2702
- 検索

募集 平成28年度岐阜県学生会館入寮者の募集

東京近郊の大学に入学予定の県出身者を対象に入寮者を募集します。

- 所在地／東京都八王子市子安町2-5-8
- 定員／男子10人程度、女子5人程度
- 申込方法／応募書類（申込先へ電話して入手）を3月9日（水）までに提出・必着
- 面接日及び場所／3月12日（土）岐阜県学生会館
- 申込先・問／岐阜県学生会館
☎042(646)6561・FAX 042(646)6562

募集 平成28年度岐阜県学寮入寮者の募集

東京近郊の大学に入学予定の県出身者（男子のみ）を対象に入寮者を募集します。

- 所在地／東京都文京区小日向1-18-11
- 定員／男子35人程度
- 申込方法／応募書類（申込先へ電話して入手）を面接日の3日前までに提出・必着
- 面接日及び場所／2月28日（日）岐阜市文化センター
3月13日（日）岐阜県学寮

- 申込先・問／岐阜県学寮
☎03(3947)1958・FAX 03(3947)4436

案内 交通遺児激励金 犯罪被害遺児激励金

交通事故や故意の犯罪行為により、生計をともにしていた親等を亡くされた遺児（義務教育終了前または満20歳未満で高等学校在学中の方）に激励金を支給しています。新たに支給の対象となる方は、お住まいの市町村に届け出してください。

- 基準日／平成28年5月5日（こどもの日）
- 問／県環境生活政策課
☎058(272)8205

案内 自宅の一部を使用した宿泊施設について

【旅館業法を遵守しましょう】

自宅の建物を活用する場合であっても、宿泊料とみなすことが出来る対価を得て人を宿泊させる業を営む者については旅館業法の許可が必要です。必ず事前に管轄する保健所及びセンターまでご相談ください。また、旅館業法違反が疑われる事業についても管轄する保健所及びセンターへご相談ください。

- 検索
- 問／県生活衛生課
☎058(272)8281